

①介護保険給付適用内 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)

要介護度	基本単位	利用者負担分(1ヶ月30日の場合)	
		1割負担の場合	2割負担の場合
要支援2	748 単位	23,046 円	46,092 円
要介護1	752 単位	23,169 円	46,338 円
要介護2	787 単位	24,247 円	48,495 円
要介護3	811 単位	24,987 円	49,974 円
要介護4	827 単位	25,480 円	50,960 円
要介護5	844 単位	26,004 円	52,007 円

※端数処理等にて、多少が差生じます。

※地域区分【6級地】1単位(10.27円)

※利用料の負担割合については「介護保険負担割合証」に基づいたものとします。

全ての利用者が対象になります

○ 医療連携体制加算 I 39単位/日

・グループホーム従業員または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保している場合に算定。

○ サービス体制強化加算(Ⅱ)18単位/日

・全従業員のうち介護福祉士の資格を有する者の割合が60パーセントいる場合に算定。

○ 口腔衛生管理体制加算 30単位/月

・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。

○ 栄養管理体制加算 30単位/月

・管理栄養士が介護職員等への利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制作りを進めることを評価した場合に算定。

○ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

・入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提供し、サービスの提供に当たって提出した情報その他サービスを、適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していることで算定。

○ 処遇改善加算 I 1ヶ月の総単位数×11.1%

・介護現場で働く介護職員の処遇の改善を図るために改定された加算です。

○ 特定処遇改善加算 II 1ヶ月の総単位数×2.3%

・介護現場で働く介護職員の処遇の改善を図るために改定された加算です。

該当の場合別途加算となります

○ 初期加算 1日30単位

・入居された日から30日以内の期間について算定。

○ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日

・65歳未満の若年性認知症利用者を受入れている場合に算定。

○ 生活機能向上連携加算 II 200単位/月

・訪問、若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリ職、医師が、事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした介護計画を作成した場合に算定。

○ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/6ヶ月に1回を限度とする

・サービス利用者に対し、利用開始及びに6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む）を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定。

○ 入居者の入退院支援の取り組みについての加算 246単位／日

・入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、1月6日を限度として算定。

②介護保険給付適用外の費用

種類	内容	30日の利用料金
家賃	日額 ￥ 1,700	月額 ￥51,000
食材費	日額 ￥ 1,390	月額 ￥41,700
[内訳] 朝食330円・昼食(おやつ代含む)530円・夕食530円		
共益費	日額 ￥ 500	月額 ￥15,000
行事費		月額 ￥ 500
理美容代	実費	
おむつ・パット代	実費	
趣味・嗜好代	実費	
医療費・交通費	実費	

☆1ヶ月(30日)の必要合計金額 目安(①+② ※実費は含まない)

	1割負担の場合	2割負担の場合
要支援2	¥131,246	¥154,292
要介護1	¥131,369	¥154,538
要介護2	¥132,447	¥156,695
要介護3	¥133,187	¥158,174
要介護4	¥133,680	¥159,160
要介護5	¥134,204	¥160,207

※端数処理等にて、多少が差生じます。

保証金	¥150,000
-----	----------

※保証金は入居時にお預かりし、退居時に居室の修繕費などを保証金で清算し、残金をお返しします。

※利用料金滞納金に保証金を充当する場合があります。